



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 八千代工業株式会社
代表者の役職氏名 取締役社長 白石 基厚
(J A S D A Q ・ コード 7 2 9 8)
問い合わせ先 常務取締役 松本 寛
T E L 0 4 - 2 9 5 5 - 1 2 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日に開催予定の第 56 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式が一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」)にともない、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主権行使に関する手続きを株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、変更案第 10 条(株式取扱規則)のとおり所要の変更を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。
(変更案附則第 1 条及び第 2 条)
- (4) 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を同定時総会終結の時をもって廃止とすることにとともに、取締役及び監査役の報酬等の規定から退職慰労金の文言を削除するものであります。(変更案第 24 条及び第 31 条)
- (5) 現行定款上の各規定について条文の一部表現の変更、字句の追加、修正及び削除等の見直しを行い、統一的合理的に整理し、必要な条数の繰り下げ等、条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙記載のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日(予定)

別紙

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (条文の記載省略) (株券の発行) 第7条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> 第8条 (条文の記載省略) (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 (条文の記載省略) ② <u>当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u> (単元未満株式の<u>売渡</u>) 第10条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第1条～第6条 (現行どおり) (削除) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 (現行どおり) (第②項削除) (単元未満株式の<u>買増し</u>) 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株式取扱規則) 第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主権行使の手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿管理人) 第12条 (条文の記載省略) ② (条文の記載省略) ③ 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下、同じ。)</u>、新株予約権原簿<u>及び株券喪失登録簿</u>の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (基準日) 第13条 当会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者とする。 第14条～第23条 (条文の記載省略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (基準日) 第12条 当会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者とする。 第13条～第22条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会招集の通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ② (条文の記載省略) (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第26条 (条文の記載省略) (監査役の選任) 第27条 監査役は、株主総会<u>において</u>選任する。 ② (条文の記載省略) 第28条～第31条 (条文の記載省略) (監査役の報酬等) 第32条 監査役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第33条～第36条 (条文の記載省略) (新設)	(取締役会招集の通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ② (現行どおり) (取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第25条 (現行どおり) (監査役の選任) 第26条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。 ② (現行どおり) 第27条～第30条 (現行どおり) (監査役の報酬等) 第31条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第32条～第35条 (現行どおり) 附則 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u>

以 上